

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（船舶等の資格の認定）</p> <p>15-1 <u>法第 3 章</u>の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p> <p>なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第 25 条各項の規定に基づく令第 23 条第 2 項の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が<u>確定するものではない</u>ので留意する。</p> <p>(1) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港時に外国貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積載している船舶等は、それぞれ外国貿易船又は外国貿易機（以下、本章において「外国貿易船等」という。）とする。ただし、その船舶等が、入港の時まで沿海通航船又は国内航空機（以下、本章において「沿海通航船等」という。）とされていたものであり、かつ、その積載している外国貨物が保税運送貨物のみであるときは、この限りでない。</p> <p>(2)～(8) （省略）</p> <p>(9) ただし、<u>上記(3)から(5)、(7)又は(8)</u>の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法第 25 条各項の規定による資格変更の届出があったときは、<u>上記(3)から(5)、(7)又は(8)</u>の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更する</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（船舶等の資格の認定）</p> <p>15-1 <u>法第 15 条及び法第 15 条の 3</u>の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p> <p>なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第 25 条各項の規定に基づく令第 23 条第 2 項の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が<u>確定するわけのものではない</u>ので留意する。</p> <p>(1) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港時に外国貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積載している船舶等は、それぞれ外国貿易船又は外国貿易機（以下、本章において「外国貿易船等」という。）とする。ただし、その船舶等が、入港の時まで沿海通航船又は国内航空機（以下、本章において「沿海通航船等」という。）とされていたものであり、かつ、その積載している外国貨物が保税運送貨物のみであるときは、この限りでない。</p> <p>(2)～(8) （同左）</p> <p>(9) ただし、<u>上記(3)、(4)又は(7)</u>の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法第 25 条各項の規定による資格変更の届出があったときは、<u>上記(3)、(4)又は(7)</u>の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなる</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>こととなるものであるから、留意する。</p> <p>（入出港に係る手続に要する時間）</p> <p>15-2-4 規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、<u>外国貿易船</u>の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。</p> <p><u>（電子情報処理組織を使用した報告又は書面の提出）</u></p> <p>15-2-6 <u>法第 15 条第 14 項、第 15 条の 3 第 6 項、第 17 条第 5 項、第 17 条の 2 第 4 項、第 18 条第 5 項、第 18 条の 2 第 5 項、第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 第 7 項及び令第 18 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用した報告、書面の提出及び申請書の提出については、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）による。</u></p> <p><u>（電子情報処理組織の使用の特例）</u></p> <p>15-2-7 <u>規則第 2 条の 5、第 2 条の 8、第 2 条の 11、第 2 条の 14、第 2 条の 16、第 2 条の 18、第 2 条の 20、第 2 条の 23 及び第 2 条の 26 に規定する「その他正当な理由」とは、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>公用船又は公用機の船長又は機長が報告又は書面の提出を行う場合</u></p> <p>(2) <u>ヨット等の船長が報告又は書面の提出を行う場合</u></p> <p>(3) <u>その他、電子情報処理組織を使用して報告又は書面の提出をしないこ</u></p>	<p>ものであるから、留意する。</p> <p>（入出港に係る手続に要する時間）</p> <p>15-2-4 規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、<u>船舶等</u>の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>とについてやむを得ない事由がある場合</u></p> <p>（外国貿易船等の入港手続）</p> <p>15-3-1 法第 15 条の規定による<u>外国貿易船等</u>の入港手続については、次による。</p> <p>(1) <u>同条第 1 項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷に関する事項は、「積荷目録」(C-2030) (海上コンテナ貨物については「積荷目録」(C-2031) 又は「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」(C-2032)) 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第 12 条第 3 項第 1 号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第 15 条第 1 項に規定する積荷に関する事項の報告があったものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(15-3-2(2)に移行)</p> <p>(2) 同条第 3 項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2000)及び「船用品目録」(C-2040) 各 1 通とする。ただし、適宜の様式に令第 12 条第 4 項に掲げるすべての記載事項が記</p>	<p>（外国貿易船等の入港手続）</p> <p>15-3-1 法第 15 条の規定による<u>船舶等</u>の入港手続については、次による。</p> <p>(1) <u>同条第 1 項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2030) (海上コンテナ貨物については「積荷目録」(C-2031) 又は「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」(C-2032))、「旅客名簿」(C-2050) 及び「乗組員名簿」(C-2065) 各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第 12 条第 3 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第 15 条第 1 項に規定する積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取扱うものとする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)に規定する書面の報告は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までには原本を提示させることとする。</u></p> <p>(3) <u>同条第 2 項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、上記(1)に規定する書面とする。この場合において、上記(1)のただし書を準用する。</u></p> <p>(4) 同条第 3 項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2000)及び「船用品目録」(C-2040) 各 1 通とする。ただし、適宜の様式に令第 12 条第 4 項に掲げるすべての記載事項が記</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>載された書面が提出された場合は、法第 15 条第 3 項に規定する入港届、船用品目録の提出があったものとして取り扱うものとする。</p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)</u>に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までには原本を提出させることとする。</p> <p style="text-align: center;">(15-3-2(3)に移行)</p> <p style="text-align: center;">(15-3-2(4)に移行)</p> <p>(4) <u>同条第 11 項</u>の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2010) 1 通とする。ただし、適宜の様式に令第 13 条第 4 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第 15 条第 <u>11 項</u>に規定する入港届の提出があったものとして取り扱うものとする。</p>	<p>載された書面が提出された場合は、法第 15 条第 3 項に規定する入港届、船用品目録の提出があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(5) <u>上記(3)及び(4)</u>に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までには原本を提出させることとする。</p> <p>(6) <u>同条第 10 項の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2035)、「旅客氏名表」(C-2055) 及び「乗組員氏名表」(C-2010 若しくは C-2060) 各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第 13 条第 3 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、法第 15 条第 10 項による報告があったものとして取扱うものとする。</u></p> <p>(7) <u>上記(6)に規定する書面の報告は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までには原本を提示させることとする。</u></p> <p>(8) <u>同条第 11 項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記(6)に規定する書面とする。この場合において、上記(6)のただし書を準用する。</u></p> <p>(9) <u>同条第 12 項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2010) 1 通とする。ただし、適宜の様式に令第 13 条第 4 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第 15 条第 12 項に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) <u>上記(4)</u>に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までには原本を提出させることとする。</p> <p>(6) 規則第 2 条の 2 第 3 項第 3 号の規定により、報告事項が省略される乗組員に関する事項の報告は、入港する時までには乗組員に関する事項に変更がない旨を記入した乗組員名簿又は適宜の様式により報告させることとする。</p> <p>(7) 入港の際、税関において取締上必要があると認めるときは、<u>上記(2)及び(4)</u>に規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録（機用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。</p> <p>(8) 本邦内の開港等において法第 15 条第 1 項又は第 9 項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（輸出入・港湾関連情報処理システムによる場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p> <p>(9) 規則第 2 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。</p>	<p>(10) <u>上記(8)及び(9)</u>に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までには原本を提出させることとする。</p> <p>(11) 規則第 2 条の 2 第 3 項第 3 号の規定により、報告事項が省略される乗組員に関する事項の報告は、入港する時までには乗組員に関する事項に変更がない旨を記入した乗組員名簿又は適宜の様式により報告させることとする。</p> <p>(12) 入港の際、税関において取締上必要があると認めるときは、<u>上記(4)及び(9)</u>に規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録（機用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。</p> <p>(13) 本邦内の開港等において法第 15 条第 1 項又は第 10 項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（輸出入・港湾関連情報処理システムによる場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p> <p>(14) <u>同条第 7 項又は第 8 項の規定による報告において使用しなければならない電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理システムをいう。</u></p> <p>(15) 規則第 2 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ コンテナの所有形態</p> <p>ロ 国際海上危険物規則（IMDGコード）に定める IMDGクラス及び国連番号</p> <p>ハ 船積港の出港予定日時</p> <p>ニ 規則第 2 条の 2 第 4 項に規定する報告期限が適用される場合の識別</p> <p>ホ 運航者等が交付する船荷証券（マスター B/L）の番号を親番号として、荷送人が交付する船荷証券（ハウス B/L）が交付されている場合の識別</p> <p><u>（電子情報処理組織の使用の特例の場合の外国貿易船等の入港手続）</u></p> <p><u>15-3-2 法第 15 条第 14 項ただし書の場合における外国貿易船等の入港手続については、次による。</u></p> <p><u>(1) 同条第 1 項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる旅客及び乗組員に関する事項は、「旅客名簿」（C-2050）及び「乗組員名簿」（C-2065）各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第 12 条第 3 項第 2 号又は第 3 号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告さ</u></p>	<p>イ コンテナの所有形態</p> <p>ロ 国際海上危険物規則（IMDGコード）に定める IMDGクラス及び国連番号</p> <p>ハ 船積港の出港予定日時</p> <p>ニ 規則第 2 条の 2 第 4 項に規定する報告期限が適用される場合の識別</p> <p>ホ 運航者等が交付する船荷証券（マスター B/L）の番号を親番号として、荷送人が交付する船荷証券（ハウス B/L）が交付されている場合の識別</p> <p><u>(16) 規則第 2 条の 3 第 2 項に規定する磁気ディスク又は書面（「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」（C-2032）又は適宜の様式に必要事項が記載されたもの）による報告については、法第 15 条第 9 項ただし書による報告の申出者に対して、税関の指定する電子メールアドレスあて又はファクシミリ装置に送信させることとして差し支えない。</u></p> <p>(15-3-1(1)から移行)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>れた場合は、法第 15 条第 1 項に規定する旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) <u>同条第 2 項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、上記(1)の事項を記載した書面とする。この場合において、上記(1)のただし書を準用する。</u></p> <p>(3) <u>同条第 9 項の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2035、「旅客氏名表」(C-2055) 及び「乗組員氏名表」(C-2010 若しくは C-2060) 各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第 13 条第 3 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、法第 15 条第 9 項による報告があったものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(4) <u>同条第 10 項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記(3)の事項を記載した書面とする。この場合において、上記(3)のただし書を準用する。</u></p> <p>（積荷に関する事項等の報告を省略することができる場合に該当しないこととなる場合の手続）</p> <p><u>15-3-3</u> 令第 12 条第 3 項ただし書に規定する取締上支障がないものとして規則第 2 条の 2 第 3 項各号に該当するものとして積荷に関する事項等の報告を省略して外国貿易船が開港に入港した場合であって、同項各号に該当しないこととなる場合の法第 15 条第 1 項に規定する報告に係る手続は、次による。</p>	<p>(15-3-1(3)から移行)</p> <p>(15-3-1(6)から移行)</p> <p>(15-3-1(8)から移行)</p> <p>（積荷に関する事項等の報告を省略することができる場合に該当しないこととなる場合の手続）</p> <p><u>15-3-2</u> 令第 12 条第 3 項ただし書に規定する取締上支障がないものとして規則第 2 条の 2 第 3 項各号に該当するものとして積荷に関する事項等の報告を省略して外国貿易船が開港に入港した場合であって、同項各号に該当しないこととなる場合の法第 15 条第 1 項に規定する報告に係る手続は、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等)</p> <p>15-6-1 旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船（機）用品に係る令第 12 条第 3 項第 1 号又は令第 13 条第 3 項第 1 号に定める事項については、法第 15 条第 1 項又は第 9 項の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長（以下この章において「船長等」という。）に託された貨物（託送品）についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告させることとする。</p> <p>また、同条第 2 項又は第 10 項の規定による積荷に関する事項を記載した書面についても、同様の取扱いとする。</p> <p>(積荷に関する事項の報告等の訂正補足)</p> <p>15-7-1 法第 15 条第 1 項又は第 9 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第 2 項又は第 10 項の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。</p> <p>なお、積荷に関する事項の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべき</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等)</p> <p>15-6-1 旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船（機）用品に係る令第 12 条第 3 項第 1 号又は令第 13 条第 3 項第 1 号に定める事項については、法第 15 条第 1 項又は第 10 項の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長（以下この章において「船長等」という。）に託された貨物（託送品）についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告させることとする。</p> <p>また、同条第 2 項又は第 11 項の規定による積荷に関する事項を記載した書面についても、同様の取扱いとする。</p> <p>(積荷に関する事項の報告等の訂正補足)</p> <p>15-7-1 法第 15 条第 1 項又は第 10 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第 2 項又は第 11 項の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。</p> <p>なお、積荷に関する事項の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべき</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ことが明らかになった場合に速やかに行うよう指導する。</p> <p>（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足）</p> <p>15-7-2 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。</p> <p>（「その他参考となるべき事項」の意義）</p> <p>15-9 <u>規則第 2 条の 3 第 5 項各号及び規則第 2 条の 6 第 5 項各号</u>に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税関において取締上必要と認める事項をいう。</p> <p>（事前通知）</p> <p>15-11 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷について、法第 106 条第 1 項第 1 号の規定に基づく船卸しの一時停止をする必要があると認めた場合、又は報告内容に不備等があり追加の情報等を要請する必要がある場合には、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を利用し</p>	<p>ことが明らかになった場合に速やかに行うよう指導する。</p> <p>（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足）</p> <p>15-7-2 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。</p> <p><u>なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを通じて報告した積荷に関する事項について、運送契約の変更その他やむを得ない理由により積載する船舶又は船荷証券番号を変更する必要がある場合には、当該事項の訂正補足を認めて差し支えない。</u></p> <p>（「その他参考となるべき事項」の意義）</p> <p>15-9 <u>規則第 2 条の 4 第 4 項各号及び規則第 2 条の 6 第 5 項各号</u>に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税関において取締上必要と認める事項をいう。</p> <p>（事前通知）</p> <p>15-11 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷について、法第 106 条第 1 項第 1 号の規定に基づく船卸しの一時停止をする必要があると認めた場合、又は報告内容に不備等があり追加の情報等を要請する必要がある場合には、<u>電子情報処理組織</u>を利用してその旨を通知す</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>てその旨を通知することとする。</p> <p>（特殊船舶等の入港手続）</p> <p>15 の 3 - 1 法第 15 条の 3 の規定による特殊船舶等の入港手続（<u>同条第 6 項ただし書の場合を含む。</u>）については、前記 15 - 3 - 1 <u>及び</u> 15 - 3 - 2 の手続に準ずる。</p> <p>（外国貿易船等の出港手続）</p> <p><u>17 - 2 - 1</u> 法第 17 条第 1 項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2 通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記載して船長等に交付する。また、同条第 1 項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める積荷に関する事項の書面は、外国貿易船にあつては「<u>積荷目録</u>」（C - 2030）1 通とし、外国貿易機にあつては「<u>積荷目録</u>」（C - 2035）1 通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあつては<u>令第 16 条第 1 項第 1 号</u>、外国貿易機にあつては<u>令第 16 条第 2 項第 1 号</u>に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第 17 条第 1 項後段に規定する積荷に関する書面の提出があったものとして取り扱うものとする。</p>	<p>ることとする。</p> <p>（特殊船舶等の入港手続）</p> <p>15 の 3 - 1 法第 15 条の 3 の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記 15 - 3 - 1 の手続に準ずる。</p> <p>（外国貿易船等の出港手続）</p> <p><u>17 - 2</u> 法第 17 条第 1 項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2 通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記載して船長等に交付する。また、同条第 1 項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める積荷、<u>旅客及び乗組員</u>に関する事項の書面は、外国貿易船にあつては「<u>積荷目録</u>」（C - 2030）、「<u>旅客名簿</u>」（C - 2050）及び「<u>乗組員名簿</u>」（C - 2065）各 1 通とし、外国貿易機にあつては「<u>積荷目録</u>」（C - 2035）、「<u>旅客氏名表</u>」（C - 2055）及び「<u>乗組員名簿</u>」（C - 2060）各 1 通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあつては<u>令第 16 条第 1 項</u>、外国貿易機にあつては<u>令第 16 条第 2 項</u>に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第 17 条第 1 項後段に規定する積荷、<u>旅客及び乗組員</u>に関する書面の提出があったものとして取扱うものとする。<u>なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付が付され、署名され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>（電子情報処理組織の使用の特例の場合の外国貿易船等の出港手続）</u></p> <p>17-2-2 法第 17 条第 5 項ただし書の場合における外国貿易船等の出港手続については、同条第 1 項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める旅客及び乗組員に関する事項の書面は、外国貿易船にあつては「旅客名簿」（C-2050）及び「乗組員名簿」（C-2065）各 1 通とし、外国貿易機にあつては「旅客氏名表」（C-2055）及び「乗組員名簿」（C-2060）各 1 通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあつては令第 16 条第 1 項第 2 号又は第 3 号、外国貿易機にあつては令第 16 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第 17 条第 1 項後段に規定する旅客及び乗組員に関する書面の提出があつたものとして取り扱うものとする。なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付が付され、署名され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。</p> <p>（船舶のいきよ）</p> <p>17-3 外国貿易船及び特殊船舶が修理等のためドックにいきよする場合は、いきよ場所、いきよ期間等必要な事項を口頭により届け出させる。この場合において、外国貿易船及び特殊船舶のいきよしようとするドッ</p>	<p><u>変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（船舶のいきよ）</p> <p>17-3 外国貿易船及び特殊船舶が修理等のためドックにいきよする場合は、いきよ場所、いきよ期間等必要な事項を口頭により届け出させる。この場合において、外国貿易船及び特殊船舶のいきよしようとするドッ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
<p>クが当該船舶の現に入港している開港の水際線に接続しているときは、そのドックへの入きよについては、便宜、当該開港からの出港がないものとして取り扱う。</p> <p>（特殊船舶等の出港手続）</p> <p>17-5 法第 17 条の 2 第 1 項の規定による特殊船舶等の出港手続（<u>同条第 4 項ただし書の場合を含む。</u>）については、前記 <u>17-2-1</u> 及び <u>17-2-2</u> の手続に準ずる。この場合において、同規定中「許可」とあるのは「受理」と読み替えるものとする。</p> <p>（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い）</p> <p>17-6 外国貿易船及び特殊船舶が次に掲げる同一開港内を移動する場合は、便宜、前記 <u>17-2-1</u> の「入出港届」の標題を「転錨届」と訂正のうえ提出させ、受理したときは、うち 1 通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。</p> <table border="0"> <tr> <td>京 浜 港</td> <td>東京地区、横浜地区、川崎地区</td> </tr> <tr> <td>新 潟 港</td> <td>東地区、西地区</td> </tr> <tr> <td>伏木富山港</td> <td>伏木地区、富山地区</td> </tr> <tr> <td>阪 神 港</td> <td>神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区</td> </tr> <tr> <td>和歌山下津港</td> <td>和歌山地区、下津地区</td> </tr> <tr> <td>徳山下松港</td> <td>徳山地区、光地区</td> </tr> <tr> <td>関 門 港</td> <td>門司地区、下関地区、戸畑地区</td> </tr> </table>	京 浜 港	東京地区、横浜地区、川崎地区	新 潟 港	東地区、西地区	伏木富山港	伏木地区、富山地区	阪 神 港	神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区	和歌山下津港	和歌山地区、下津地区	徳山下松港	徳山地区、光地区	関 門 港	門司地区、下関地区、戸畑地区	<p>クが当該船舶の現に入港している開港の水際線に接続しているときは、そのドックへの入きよについては、便宜、当該開港からの出港がないものとして取り扱う。</p> <p>（特殊船舶等の出港手続）</p> <p>17-5 法第 17 条の 2 第 1 項の規定による特殊船舶等の出港手続については、前記 <u>17-2</u> の手続に準ずる。この場合において、同規定中「許可」とあるのは「受理」と読み替えるものとする。</p> <p>（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い）</p> <p>17-6 外国貿易船及び特殊船舶が次に掲げる同一開港内を移動する場合は、便宜、前記 <u>17-2</u>（<u>外国貿易船等の出港手続</u>）の「入出港届」の標題を「転錨届」と訂正のうえ提出させ、受理したときは、うち 1 通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。</p> <table border="0"> <tr> <td>京 浜 港</td> <td>東京地区、横浜地区、川崎地区</td> </tr> <tr> <td>新 潟 港</td> <td>東地区、西地区</td> </tr> <tr> <td>伏木富山港</td> <td>伏木地区、富山地区</td> </tr> <tr> <td>阪 神 港</td> <td>神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区</td> </tr> <tr> <td>和歌山下津港</td> <td>和歌山地区、下津地区</td> </tr> <tr> <td>徳山下松港</td> <td>徳山地区、光地区</td> </tr> <tr> <td>関 門 港</td> <td>門司地区、下関地区、戸畑地区</td> </tr> </table>	京 浜 港	東京地区、横浜地区、川崎地区	新 潟 港	東地区、西地区	伏木富山港	伏木地区、富山地区	阪 神 港	神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区	和歌山下津港	和歌山地区、下津地区	徳山下松港	徳山地区、光地区	関 門 港	門司地区、下関地区、戸畑地区
京 浜 港	東京地区、横浜地区、川崎地区																												
新 潟 港	東地区、西地区																												
伏木富山港	伏木地区、富山地区																												
阪 神 港	神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区																												
和歌山下津港	和歌山地区、下津地区																												
徳山下松港	徳山地区、光地区																												
関 門 港	門司地区、下関地区、戸畑地区																												
京 浜 港	東京地区、横浜地区、川崎地区																												
新 潟 港	東地区、西地区																												
伏木富山港	伏木地区、富山地区																												
阪 神 港	神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区																												
和歌山下津港	和歌山地区、下津地区																												
徳山下松港	徳山地区、光地区																												
関 門 港	門司地区、下関地区、戸畑地区																												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>伊万里港 伊万里地区、福島地区</p> <p>（「その他参考となるべき事項」の意義）</p> <p>17-8 規則第 2 条の 9 第 3 項各号及び第 2 条の 12 各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記 15-9 の規定に準ずる。</p> <p>（外国貿易船等の入出港の簡易手続）</p> <p>18-2 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 18 条第 3 項ただし書に規定する外国貿易機の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは同条第 4 項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記 <u>15-3-2</u> の手続に準ずる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(4) 令第 16 条の 3 第 5 項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、<u>規則第 2 条の 15 第 2 項各号</u>に掲げるもののほか、次の場合にあつては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。</p> <p>イ 令第 16 条の 3 第 3 項第 1 号に該当するものとして、法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であつて、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が<u>規則第 2 条の 3 第 3 項各号</u>及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ロ 令第 16 条の 3 第 3 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 3</p>	<p>伊万里港 伊万里地区、福島地区</p> <p>（「その他参考となるべき事項」の意義）</p> <p>17-8 規則第 2 条の 8 第 3 項各号及び第 2 条の 10 各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記 15-9 の規定に準ずる。</p> <p>（外国貿易船等の入出港の簡易手続）</p> <p>18-2 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第 18 条第 3 項ただし書に規定する外国貿易機の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは同条第 4 項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記 <u>15-3-1</u> の手続に準ずる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(4) 令第 16 条の 3 第 5 項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、<u>規則第 2 条の 12 第 2 項各号</u>に掲げるもののほか、次の場合にあつては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。</p> <p>イ 令第 16 条の 3 第 3 項第 1 号に該当するものとして、法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であつて、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が<u>規則第 2 条の 4 第 3 項各号</u>及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ロ 令第 16 条の 3 第 3 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 3</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が<u>規則第 2 条の 3 第 3 項各号</u>及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 外国貿易機が法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が<u>規則第 2 条の 3 第 3 項各号</u>及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>(5) 令第 16 条の 3 第 5 項に規定する場合及び時は、旅客及び乗組員に関する事項について、<u>規則第 2 条の 15 第 1 項各号</u>に掲げるもののほか、令第 16 条の 3 第 3 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、令第 16 条の 3 第 3 項第 2 号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合にあつては、当該旅客又は乗組員を乗降させる時まで報告すれば足りる。</p> <p>(不開港出入の手續を要する船舶等)</p> <p>20-2 法第 20 条《不開港への出入》の規定の適用に当たつての船舶等の資格の認定については、前記 15-1（船舶等の資格の認定）の規定による。</p> <p>なお、不開港への入港時に外国貿易船等であつた船舶等がその出港までの間に外国貿易船等以外の船舶等になつた場合又は不開港への入港時には外国貿易船等以外の船舶等であつた船舶等がその出港までの間に外国</p>	<p>項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が<u>規則第 2 条の 4 第 3 項各号</u>及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 外国貿易機が法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が<u>規則第 2 条の 4 第 3 項各号</u>及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>(5) 令第 16 条の 3 第 5 項に規定する場合及び時は、旅客及び乗組員に関する事項について、<u>規則第 2 条の 12 第 1 項各号</u>に掲げるもののほか、令第 16 条の 3 第 3 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、令第 16 条の 3 第 3 項第 2 号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合にあつては、当該旅客又は乗組員を乗降させる時まで報告すれば足りる。</p> <p>(不開港出入の手續を要する船舶等)</p> <p>20-2 法第 20 条《不開港への出入》の規定の適用に当たつての船舶等の資格の認定については、前記 15-1（船舶等の資格の認定）の規定による。</p> <p>なお、不開港への入港時に外国貿易船等であつた船舶等がその出港までの間に外国貿易船等以外の船舶等になつた場合又は不開港への入港時には外国貿易船等以外の船舶等であつた船舶等がその出港までの間に外国</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>貿易船等となつた場合においても、法第 20 条第 1 項の規定による不開港出入の許可が必要とされるので留意する。</p> <p>（検疫のための不開港出入）</p> <p>20-3 外国貿易船等が検疫のために不開港である検疫区域に出入する場合において、その検疫区域において船用品、機用品その他の貨物の積卸しをするときは、法第 20 条第 1 項ただし書《検疫のための不開港出入》にいう「検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合」には該当しないものとする。ただし、検疫のための停留期間が長期にわたつたため、やむを得ず船（機）用品の補給を行う場合は、この限りでない。</p> <p>（「遭難」の意義等）</p> <p>20-4 法第 20 条第 1 項ただし書《遭難その他やむを得ない事故による不開港出入》にいう「遭難」とは、暴風雨、濃霧等の天災、衝突、暗し<u>ょう</u>への乗上げ等の事故その他の災難に遭遇し、これにより船舶等が航行を続けることが危険又は困難な状態となることをいう。</p> <p>なお、外国貿易船が上記の「遭難」により不開港に入港した場合において、その出港の時までに次に掲げる貨物の積卸し以外の貨物の積卸しをすることとなつたときは、同条第 1 項の規定による不開港への出入の許可を要することになるので、留意する。</p> <p>(1) 船舶等の修理のために必要とされる積載貨物若しくは船（機）用品の仮陸揚又はその修理を終わ<u>つ</u>た場合におけるそれらの貨物の積込み</p> <p>(2)・(3) （省略）</p>	<p>貿易船等となつた場合においても、法第 20 条第 1 項の規定による不開港出入の許可が必要とされるので留意する。</p> <p>（検疫のための不開港出入）</p> <p>20-3 外国貿易船等が検疫のために不開港である検疫区域に出入する場合において、その検疫区域において船用品、機用品その他の貨物の積卸しをするときは、法第 20 条第 1 項ただし書《検疫のための不開港出入》にいう「検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合」には該当しないものとする。ただし、検疫のための停留期間が長期にわたつたため、やむを得ず船（機）用品の補給を行う場合は、この限りでない。</p> <p>（「遭難」の意義等）</p> <p>20-4 法第 20 条第 1 項ただし書《遭難その他やむを得ない事故による不開港出入》にいう「遭難」とは、暴風雨、濃霧等の天災、衝突、暗し<u>ょう</u>への乗上げ等の事故その他の災難に遭遇し、これにより船舶等が航行を続けることが危険又は困難な状態となることをいう。</p> <p>なお、外国貿易船が上記の「遭難」により不開港に入港した場合において、その出港の時までに次に掲げる貨物の積卸し以外の貨物の積卸しをすることとなつたときは、同条第 1 項の規定による不開港への出入の許可を要することになるので、留意する。</p> <p>(1) 船舶等の修理のために必要とされる積載貨物若しくは船（機）用品の仮陸揚又はその修理を終わ<u>つ</u>た場合におけるそれらの貨物の積込み</p> <p>(2)・(3) （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（不開港出入の手続）</p> <p>20-6 不開港出入の手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」（C-2100）2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。</p> <p>なお、<u>令第 18 条第 1 項第 6 号</u>に規定する積荷に関する事項については、前記 <u>15-3-1(1)及び 15-3-2(3)</u>に規定する書面を、<u>令第 18 条第 2 項ただし書の場合の同条第 1 項第 3 号又は第 4 号</u>に規定する旅客又は乗組員に関する事項については、前記 <u>15-3-2(1)及び(3)</u>に規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない。</p> <p>(2)~(4) （省略）</p> <p>（「その他参考となるべき事項」の意義）</p> <p>20-9 <u>規則第 2 条の 21 各号及び規則第 2 条の 24 第 5 項各号</u>に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記 15-9 の規定に準ずる。</p>	<p>（不開港出入の手続）</p> <p>20-6 不開港出入の手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」（C-2100）2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。なお、<u>令第 18 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号</u>に規定する旅客、乗組員及び積荷に関する事項については、前記 <u>15-3-1(1)及び(6)</u>に規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない。</p> <p>(2)~(4) （同左）</p> <p>（「その他参考となるべき事項」の意義）</p> <p>20-9 <u>規則第 2 条の 14 各号及び規則第 2 条の 16 第 5 項各号</u>に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記 15-9 の規定に準ずる。</p>